

平成 18 年度まんのう町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及びまんのう町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年まんのう町条例第 33 号）第 4 条の規定に基づき、平成 18 年度のまんのう町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 19 年 8 月 31 日

まんのう町長 栗田 隆 義

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、総務省が平成 17 年 3 月に策定した「地方公共団体の行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成 22 年 4 月 1 日における数値目標を掲げた定員適正化計画を策定しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 18 年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	—	—	—	—	2	2	1
技能労務職	—	—	—	—	1	1	—
	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	3	3	1

(2) 採用試験の実施状況（平成 18 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大学卒程度）	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験 身体検査	一般行政事務 社会福祉士
選考		口述試験・適性検査 身体検査	技能労務職

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数 (平成 18 年度、単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級 (大学卒程度)	一般行政事務	21	1
		社会福祉士	6	1
選考		技能労務職		1

2 職員数

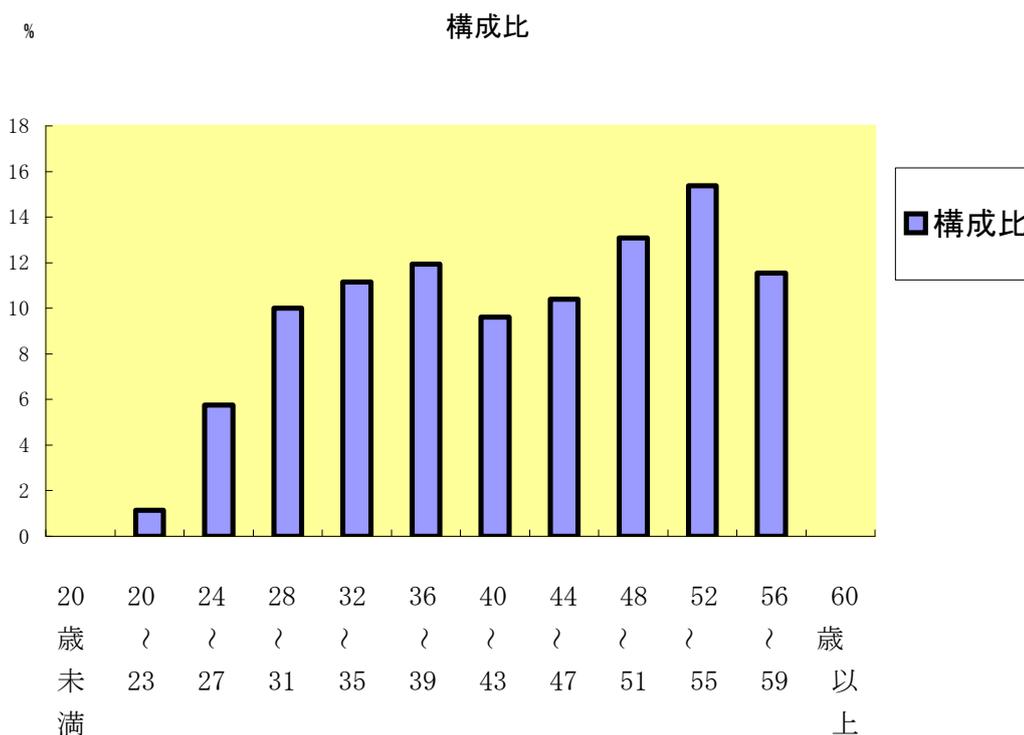
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成17年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	6	▲3	支所業務を総務部門に計上したことによる増
		総務企画	72	51	21	
		税 務	8	12	▲4	
		民 生	39	48	▲9	
衛 生		22	21	1		
農林水産		22	28	▲6		
商 工		0	2	▲2		
土 木	7	12	▲5			
		計	173	180	▲7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.32人 (類似団体の1,000人当たり職員数 6.63人)
		教育部門	59	59	0	
		小 計	232	239	▲7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.21人 (類似団体の1,000人当たり職員数 8.61人)
公 営 会 計 部 門 企 業 等	病 院	水 道	2	0	2	合併による配置および退職者の不補充
		下 水 道	9	8	1	
		そ の 他	4	6	▲2	
		小 計	13	16	▲3	
		小 計	28	30	▲2	
合 計			260 [265]	269 [319]	▲9 [▲54]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.6人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。(平成17年度は、旧琴南町、旧満濃町及び旧仲南町の条例定数の合計である。)

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	15	26	29	31	25	27	34	40	30	0	260

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
人 269	人 244	人 ▲25	% 9.3

(うち公営企業職員の状況)

部門	平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
公営企業会計等	人 30	人 28	人 2	% 6.7

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

区 分		平成17年 計画始期	平成18年 1 年目	計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	180	173	—	164
	増 減		▲7	(43.8%)	▲16
教 育	職員数	59	59	—	52
	増 減		0	(0%)	▲7
公営企業 等 会 計	職員数	30	28	—	28
	増 減		▲2	(100.0%)	▲2
計	職員数	269	260	—	244
	増 減		▲9	(36.0%)	▲25

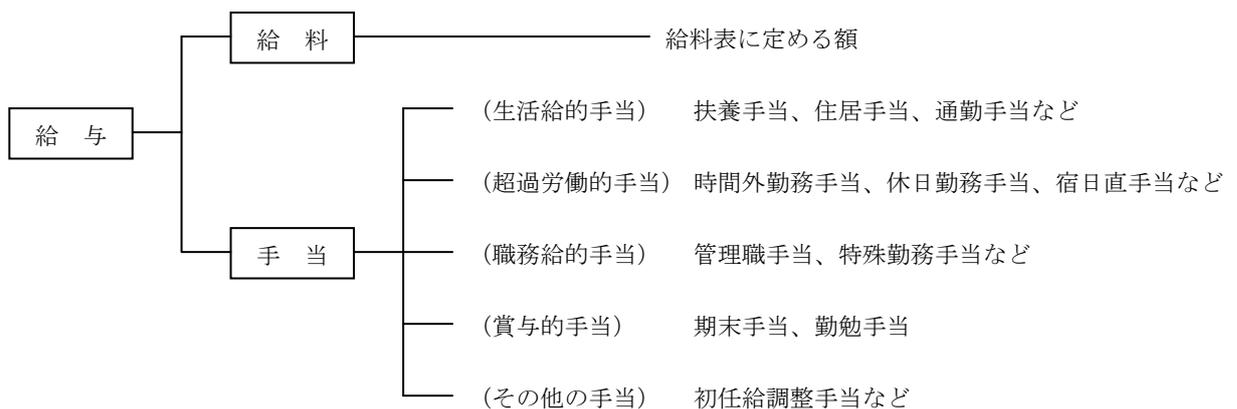
- (注) 1 計画期間は、平成 17 年～平成 22 年の 5 年間である。
 2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

II 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第 24 条第 3 項、第 6 項、第 1 項)。

平成 18 年度においては、国及び県の給与改定等の状況を考慮して、特殊勤務手当の廃止・改定等を行うとともに、給料表の最高号給（級別職務分類表、退職時特別昇給）を行いました。

職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

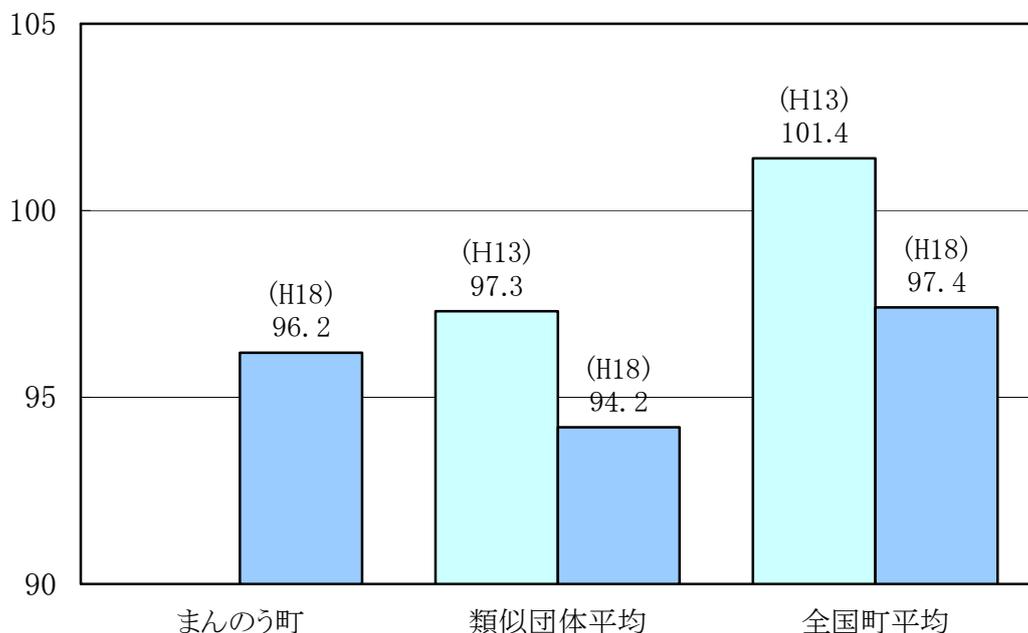
区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成17年度の 人件費率
平成 18年度	人 20,780	千円 8,508,294	千円 785,116	千円 1,910,327	% 22.45	- %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	香川縣市町平均 一人当たり給与費 (H18年度)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 232	千円 862,845	千円 110,363	千円 351,664	千円 1,324,872	千円 5,710	千円 7,018

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 18 年 4 月 1 日現在の人数である。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注)
 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成 18 年 3 月 20 日に合併したため、5 年前（平成 13 年）のデータは存在しない。

(5) 給与改定の状況

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
まんのう町	43.0歳	343,210円	396,957円	368,186円
香川県	43.2歳	349,231円	400,849円	369,969円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円
類似団体	43.1歳	335,657円	388,967円	368,293円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
まんのう町	48.5歳	270,063円	279,298円	272,230円
香川県	47.8歳	348,505円	393,565円	364,903円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円
類似団体	49.1歳	279,800円	299,567円	293,064円
民間事業者平均	53.4歳	—	372,479円	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
まんのう町	45.1歳	346,585円	367,717円
香川県	44.7歳	392,749円	435,592円
類似団体	43.5歳	336,509円	362,513円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	まんのう町	香 川 県	国	
一般行政職	大 学 卒	170,200円	165,094円 (170,200円)	183,800円(Ⅰ種) 170,200円(Ⅱ種)
	高 校 卒	138,400円	134,248円 (138,400円)	138,400円
技能労務職	高 校 卒	134,000円	138,904円 (143,200円)	—
医 療 職	医 大 卒	235,200円	—円	—

※香川県（ ）内の金額は、特例条例によるカット（減額措置）前の額。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 18 年 4 月 1 日現在）

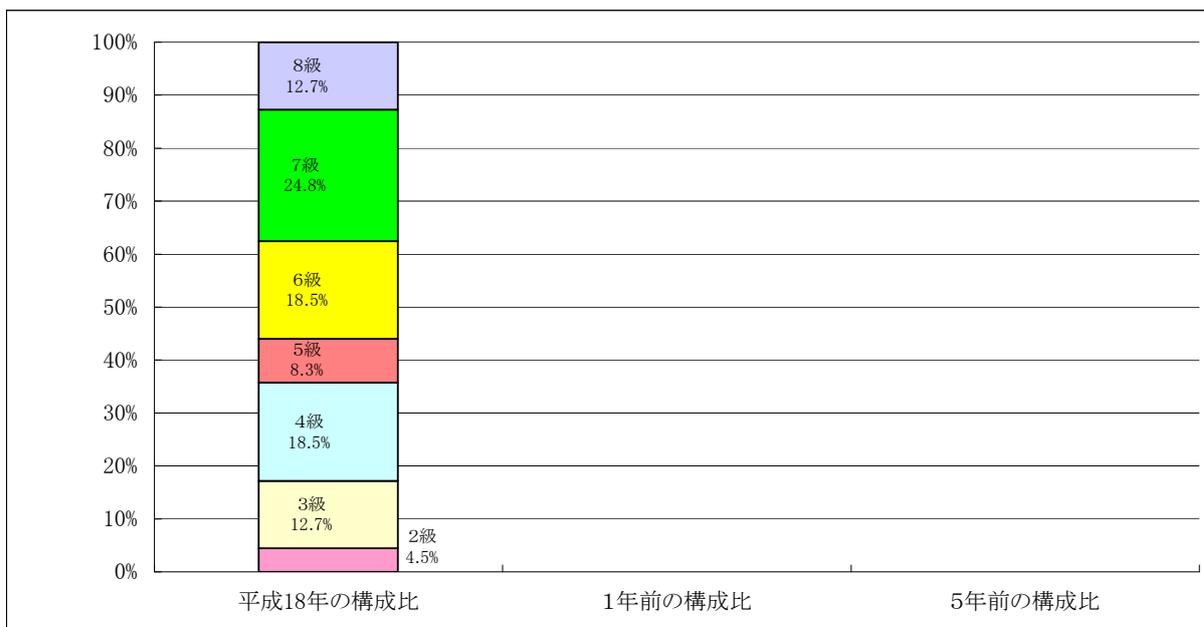
区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大 学 卒	262,900 円	312,200 円	350,550 円
	高 校 卒	— 円	276,800 円	320,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	251,700 円	284,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	228,300 円
医 療 職	大 学 卒	427,100 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	0人	0.0%
2 級	主事	7人	4.5%
3 級	主事	20人	12.7%
4 級	主事、主任主事	29人	18.5%
5 級	主査、係長	13人	8.3%
6 級	係長	29人	18.5%
7 級	室長、主幹、課長補佐	39人	24.8%
8 級	課長、次長、支所長、局長、室長、参与、主幹	20人	12.7%

- (注) 1 平成18年4月1日現在のまんのう町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年3月20日に合併したため、1年前、5年前（平成13年）のデータは存在しない。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 18年度	職 員 数 A	人 —
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	人 —
	比 率 B/A	% —
平成 17年度	職 員 数 A	人 —
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	人 —
	比 率 B/A	% —

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

まんのう町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,603千円	1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,872千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

まんのう町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 17,872千円		19,886千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		2,029千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		290千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		3.3%	
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職 技能労務職	感染症患者等の救護に従事したとき 、感染症菌の付着した物件等の処理 作業に従事したとき	1日1,000円
行旅病死処理手当	一般行政職 技能労務職	行旅病死の処理に従事したとき	1病人1,000円 1死人2,500円
清掃業務手当	一般行政職 技能労務職	清掃業務に従事した者	作業員半日750円 運転手半日500円
し尿汲取業務手当	一般行政職 技能労務職	し尿くみ取業務に従事した者	作業員半日750円 運転手半日500円
野犬等引取手当	一般行政職 技能労務職	野犬等の引取り及び野犬等駆除に従 事する職員 (死体含む)	1件1,000円
往診従事医師手当	医師	町立診療所医師が、患者の往診を行 ったとき	往診1件につき 診療報酬の60%
診療所医師特殊勤 務手当	医師	医師が診療所業務に従事したとき	1月50,000円
災害時応急作業手 当	全職員	災害時の応急作業又は巡回監視、連 絡業務等に従事した者	1日5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度決算)	37,365 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	144 千円
支給実績 (平成17年度決算)	— 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度)	— 千円

(6) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給額 (平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 ・その他の扶養親族 5,000円 ※ 16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	20,584千円	212,206円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員等に支給 【借家等居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000)/2+11,000 ※最高支給限度額27,000円	同	—	6,078千円	78,935円
	【自宅居住者】 取得後5年間 : 3,000円 取得後5年経過後 : 1,500円	異	国 : 2,500円 (取得後5年間)		
通勤手当	【交通機関利用者】 ・6箇月定期等の運賃相当額 交通機関のみ : 40,000円以下 交通機関と自動車等の利用 : 55,000円以下	異	国 : 利用形態に係らず、55,000円以下	11,424千円	59,192円
	【自動車等利用者】 ・距離区分に応じて 2,700円~19,500円	異	国 : 2,000円~24,500円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める職員 基本給×(6%~10%)	異	給料月額25%が上限	20,073千円	364,964円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同	—	4,797千円	59,222円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師等である職員に採用の日から一定期間支給 ・職員の区分および採用日以後の期間の区分に応じ 306,900円 内	同	—	3,683千円	3,682,800円

5 特別職の報酬等の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	790,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 931,000円 / 514,000円	
	助 役	610,000円	768,000円 / 461,000円 ※減額措置を実施している自治体 においては、減額後の金額	
報 酬	議 長	335,000円	452,000円 / 271,000円	
	副 議 長	305,000円	372,000円 / 213,300円	
	議 員	290,000円	340,000円 / 192,600円	
期 末 手 当	市 (町) 長 役	(平成18年度支給割合) (6月期：1.6月分 12月期：1.7月分) 計：3.3月分		
	議 副 議 長 員	(平成18年度支給割合) (6月期：1.6月分 12月期：1.7月分) 計：3.3月分		
退 職 手 当	市 (町) 長 役	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助 役	$790,000 \times \text{在職月数} \times 0.365$	13,840,800円	任期毎
		$610,000 \times \text{在職月数} \times 0.22$	6,441,600円	任期毎
	備 考			

(注)

- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 18年度	千円 213,409	千円 9,448	千円 29,343	% 13.6	% 19.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平均 一人当たり給与費 千円 6,785
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 4	千円 15,463	千円 3,604	千円 6,207	千円 25,274	千円 6,318	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
まんのう町	40.1歳	321,050円	544,181円
団体平均	44.8歳	376,947円	577,214円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

まんのう町	まんのう町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,552千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,603千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-)月分 (-)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

まんのう町			まんのう町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1 人当たり平均支給額	17,872 千円	19,886 千円

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 18 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成18年度決算）		5千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		5,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		25%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害時応急作業手当	全職員	災害時の応急作業又は 巡回監視、連絡業務等に 従事した者	1日 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	222千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	55千円
支給実績（平成17年度決算）	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	－ 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 ・その他の扶養親族 5,000円 ※ 16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	300千円	75,000円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員等に支給 【借家等居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃－23,000) / 2 + 11,000 ※最高支給限度額27,000円	同	—	336千円	84,000円
	【自宅居住者】 取得後5年間 : 3,000円 取得後5年経過後 : 1,500円	同	—		
通 勤 手 当	【交通機関利用者】 ・6箇月定期等の運賃相当額 交通機関のみ : 40,000円以下 交通機関と自動車等の利用 : 55,000円以下	同	—	264千円	66,000円
	【自動車等利用者】 ・距離区分に応じて 2,700円～19,500円	同	—		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める職員 基本給×(6%～10%)	同	—	540千円	44,960円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同	—	286千円	95,200円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間（平成 18 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	8 時 3 0 分
終了時刻	1 7 時 1 5 分
休憩時間	4 5 分 (1 2 時 1 5 分～1 3 時 0 0 分)
休息時間	3 0 分 (1 2 時 0 0 分～1 2 時 1 5 分) (1 5 時 0 0 分～1 5 時 1 5 分)
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	8 時間

- (注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）
- 2 休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の疲労を回復し公務能率の増進を図ることを目的として、おおむね 4 時間の連続する正規の勤務時間ごとに 1 5 分置かれ、正規の勤務時間に含まれる。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成 18 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 2 0 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 1 8 0 日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭	証人、鑑定人等として国会、裁判所、議会等に出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 7 日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
産前休暇	6週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
生後1年に達しない子を育てる場合	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間で日又は時間	有給
男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前6週、産後8週の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間で日又は時間	有給
子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
親族葬儀等の休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1日～10日	有給
父母追悼	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	有給
現住居の滅失、破損	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給
災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度（平成18年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業		子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	3歳に満たない子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第 29 条）。

1 分限処分の状況（平成 18 年度）

内容	人数	事案の概要
休職	1 人	心身の故障のため

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成 18 年度）

内容	人数	事案の概要
—	—	—

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要（平成 18 年 4 月 1 日現在）

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごと一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成 18 年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0 件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第 40 条第 1 項）。

1 職員の研修（平成 18 年度）

区分	派遣先等	対象者	修了者数	
一般 研修	一般職員研修	香川県自治研修所	主任主事級	2 人
	係長級（主査等）研修	香川県自治研修所	主査級	1 人
	係長級（監督者）研修	香川県自治研修所	係長級	2 人
	課長級研修	香川県自治研修所	課長級	1 人
能力 開発 研修	法制執務研修	香川県自治研修所	一般職	1 人
	政策形成基礎講座	香川県自治研修所	一般職	1 人
	危機管理講座	香川県自治研修所	一般職	1 人
	自治体法務基礎講座 （地方自治法）	香川県自治研修所	一般職	3 人
	政策法務講座（基礎）	香川県自治研修所	一般職	1 人
	分かりやすい表現技術講座	香川県自治研修所	一般職	1 人
	自治体会計（財務分析）講座	香川県自治研修所	一般職	1 人

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

評定の目的		—
評定方法		—
評定者		—
対象職員	職 種	— 人
	職 位	— 人

(2) 勤務成績の評定結果の活用 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	—
	配置転換	—
	降任・免職	—
人材育成		—
給与上の 処 遇	昇給	—
	勤勉手当	—

VII 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません (地方公務員法第 42 条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故 (病気、負傷、出産、死亡、災害等) に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり (同法第 43 条第 1 項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は (財) 香川県市町村職員互助会、まんのう町職員互助会に加入しています。平成 18 年度においては、まんのう町職員互助会事業の見直しを行い、町からの補助金を合併前と比較して 2,636,000 円削減しました。

福利厚生状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断 平成 18 年度決算額 950,735 円
香川縣市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
まんのう町職員互助会	○会員掛金 給料の月額額の 1000 分の 5（1 名あたり平均 1,651 円/月） ○町補助金 平成 18 年度決算額 564,000 円 一人あたり 181 円/月 ○公費負担率 11% ○補助金対象事業 ・弔慰金等事業（会員の死亡、結婚、出産に対して弔慰金支給など）、助成事業（スポーツ同好会等への助成など） 平成 18 年度決算額 1,129,500 円 助成額 564,000 円 ○掛金のみで実施する事業 ・給付事業（結婚祝金、災害見舞金など）
香川縣市町村職員互助会	○会員掛金 500 円/月 ○町負担金 平成 18 年度決算額 3,145,500 円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率 67% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 18 年度）

公務災害	通勤災害	計
－ 件	－ 件	－ 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、まんのう町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	17 年度末 継続件数	18 年度内 要求件数	18 年度内 処理件数	18 年度末 継続件数
給 与	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件
旅 費	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件
勤務時間	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件
休 暇	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件
そ の 他	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件
計	－ 件	－ 件	－ 件	－ 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容		17年度末 継続件数	18年度内 申立件数	18年度内 処理件数	18年度末 継続件数
分 限 処 分	降給	－件	－件	－件	－件
	降任	－件	－件	－件	－件
	休職	－件	－件	－件	－件
	免職	－件	－件	－件	－件
懲 戒 処 分	戒告	－件	－件	－件	－件
	減給	－件	－件	－件	－件
	停職	－件	－件	－件	－件
	免職	－件	－件	－件	－件
その他		－件	－件	－件	－件
計		－件	－件	－件	－件